

ALPS 処理汚染水の海洋放出をめぐる質問書

<経済産業省・東電>

- 「測定・確認用設備は、タンク 10 基（合計容量約 10,000m³）×3 群に分け、それぞれ「受入」、「測定・確認」、「放出」の 3 工程をローテーションしながら運用」とのことである。
 - 受け入れから、採取・測定、放出までの期間について IAEA の包括報告書によれば、2 か月とのことであるが、どの段階にどのくらい時間がかかるのかについてご教示いただきたい。
 - データの公開から放出までどのくらいの期間をおくのか。
- 現在、2023 年 6 月 22 日付で、B 群タンクの測定結果が公開されている。
 - 採取日時は 2023 年 3 月 27 日であるが、採取から測定結果公開までに 3 カ月近くかかるということか。
 - この水はどのタンク群から受け入れた水か。トリチウム以外告示濃度比 1 を下回っていたタンク群からのものか。それとも二次処理を行った水か。
 - B 群タンクのデータは、東電の測定と「(株)化研」の測定とが並記されているが、これはクロスチェックということか。
 - 今後、(株)化研がずっとクロスチェックを担当するのか。
 - IAEA はこの測定をどのように監視・確認する体制なのか。
- 東京電力の処理水ポータルサイトによれば、二次処理が必要な水が約 7 割存在するが、どのタイミングで二次処理を行うのか。タンク群ごとにご教示いただきたい。
- 現在、タンク群ごとに、主要 7 核種、トリチウム、C-14、全 β 、全 α のデータが公開されているが、ばらつきが著しい。64 核種について測定されているのは 3 つのタンク群のみである。すべてのタンク群について、詳細な放射能測定を行い、公開すべきと考えるが、いかがか。
- ALPS 処理水がためられているタンクの底に、スラリーや沈殿物が存在しているという指摘があるが、確認はされているのか。ALPS で二次処理できないスラリーや沈殿物などの処理はどのように行うのか。
- 燃料デブリには、毒性の強いカドミウムやテルル等が存在し、JAEA の試算によれば、カドミウムが 5 kg、テルルが 84 kg 含まれている。これらが溶け出して汚染水や ALPS 処理水に含まれている可能性があるが、タンク水の測定結果があれば開示していただきたい。
- 原子力市民委員会はかねてからモルタル固化処分を提案しているが、その反論として挙げられている水和熱の発生は、分割固化、水和熱抑制剤投入で容易に対応できると考えられるがいかがか。
- 太平洋諸国フォーラムが委託した専門家グループが代替案として提案したコンクリート固化処分について、どのような検討・回答を行ったのか。
- 現在、処理水がためられているタンクは、いつまで使用が可能か。入れ替え作業は必要ではないのか。

10. 東京電力は、2019年12月に、処理水の処分開始時期、処分量が貯水量の推移、処分完了時期にどのように影響するかを具体的に示した「多核種除去設備等処理水の貯蔵・処分のケーススタディ」を公表しているが、これを現在の状況に合わせて更新した資料はあるのか。
11. 現在の政府・東京電力の海洋放出の計画では、既存の貯水タンクによる汚染水の保管が長期化すると考えられるが、既存の貯水設備の耐震性、津波に対する安全性はどのように検証されているのか。
12. 現在、11m高の防潮堤を15m高に嵩上げする工事の進捗状況についてご教示いただきたい。また、15m高であっても今後想定しうる最大の津波による浸水を防げない恐れがあると考えますが、いかがか。
13. ALPS処理の結果生じたスラリーが貯められている HIC に関して劣化による漏洩リスクが指摘されている。対策についてご教示されたい。
14. 処理水の海洋放出にかかる費用総額の試算およびその内訳についてご教示されたい（施設建設、モニタリング費用、風評被害対策費用、漁業者支援基金、IAEAの駐在費用、施設の維持点検保守費用含む）
15. 「復興と廃炉の両立とALPS処理水問題を考える福島円卓会議」が7月11日に開催された。主催者は政府・東電にも参加を求めたというが、参加しなかった理由は何か。

追加質問 1

政府・東電は、2015年「関係者の理解なしにいかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留します」と文書で約束したが、この約束は遵守されるのか。

追加質問 2

東京電力の処理水ポータルサイトに掲載されている多核種除去設備出口の放射能濃度をみると、2022年以降にもセシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129が告示濃度を超過しているデータが見受けられる（高性能ALPS、増設ALPS）。この原因は何か。

参照データ) <https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/images/exit.pdf>

<原子力規制庁>

16. 処理水の海洋放出の際の要求事項として、「敷地境界線上追加1mSv/年」を求めているということであるが、「追加」とは何に対する追加なのか。「追加」には、敷地外の事故由来の放射性降下物からの線量は含めないのか。
17. 上記の法的根拠についてご教示されたい。

質問提出団体：国際環境 NGO FoE Japan

住所：〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

TEL: 03-6909-5983 E-mail: info@foejapan.org

※本質問の提出にあたっては、原子力市民委員会のご協力を得ました。